

主要な政策に係る評価書(令和3年度実施政策)

(総務省R4-①)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策1:適正な行政管理の実施				分野	行政改革・行政運営
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:業務改革が各府省において実施されること ・独立行政法人の共通的な制度が適正かつ円滑に運用されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開制度が適正かつ円滑に運用されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	172	157	213	183
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	172	157	213	183
執行額		147	134	193		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度		
政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること	各府省における業務改革の取組の推進	1 電子決裁を検討するとされている項目(6省庁7項目)※のうち、具体的な内容が「デジタル・ガバメント中長期計画」に記載されて継続的に取組が示されている項目数  (※ただしシステムが整備済等対応が完了したものは除く。) <アウトプット指標>		測定指標に関する業務がデジタル庁に移管				
	毎年度行う「公共サービス改革基本方針」の見直しに向けた取組を推進し、公共サービス改革法の目的を達成するため、官民競争入札等監理委員会の関与の下、市場化テストの実施の在り方等に関し、不断の見直しを行うことにより、市場化テストの良好な運用を促進	2 終了プロセス等に移行した事業の割合 <アウトプット指標>  ・終了プロセス: 公共サービス改革法の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス  ・新プロセス: 公共サービス改革法の対象であるものの、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねるプロセス	54% 【平成30年度】	56%	58%	60%	60% 【令和3年度】	イ
			55% (216/390) ※216事業中、終了プロセス186事業、新プロセス30事業	59% (237/402) ※237事業中、終了プロセス215事業、新プロセス22事業	62% (255/410) ※255事業中、終了プロセス253事業、新プロセス2事業			

<p>独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度を運用するに当たっての課題等の把握と対応</p>	<p>③</p>	<p>独立行政法人の共通的な制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成30年度末の制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 の状況 【平成30年度末時点において把握している課題】 ・独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直し ・特例随意契約制度の見直し ・見直しを行った制度の周知 【平成30年度】</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・国立研究開発法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営の確保及びガバナンス強化という課題に対し、特例随意契約制度における調達に係る公正性確保のためのガバナンス強化等の措置、同制度の適用範囲や調達の上限額についての見直しを行うため、内閣府と共同で検討会（令和元年5月～2年3月）を開催した。検討会の結果を踏まえ、現在、同制度の運用状況を踏まえた見直しに向け、作業を行っている。 ・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、独立行政法人の連結財務諸表の活用状況及び出資の状況等を踏まえ、連結財務諸表の作成の目的や連結の範囲等について、「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」の改訂（令和2年3月）を行った。 ・平成30年度に改定等を行った独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」や、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」等について、主務省や法人等における改定等の趣旨の浸透・定着を図るため、シンポジウム（令和元年9月）や説明会（同年10月）の開催などを通じ、周知に取り組んだ。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・特例随意契約制度については、令和元年度に開催した検討会の結果を踏まえ、制度を利用する法人の拡大及び既に制度を利用している法人に係る上限額の引上げ等を行うこととし、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）を策定した。さらに、制度の利用を希望する法人の規程類を公正性確保のためのガバナンスが構築されているかとの観点から内閣府と共同で精査し、令和3年度から制度を利用する法人として6法人を定めた。 ・令和2年11月に企業会計の監査基準が改訂されたことを踏まえ、令和3年3月に「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂を行った。 ・令和元事業年度より新たに「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づく事業報告書が、独立行政法人において作成、公表されたため、事業報告書についての記載状況を把握するとともに、事例集を作成し、令和2事業年度の事業報告書の作成に当たっての参考となるよう独立行政法人に周知を行った。 ・新たな独立行政法人制度の運用に係る実態把握に向け、各主務省・各法人向けのフォローアップ調査を実施した（当該調査結果の取りまとめ・公表は令和3年度）。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施</p> <p>・令和2年度末に改正された特例随意契約制度が3年度から施行されたため、制度を利用している6法人や、今後制度を利用したいと考えている法人等からの照会対応を内閣府と共同で行った。 ・近年、企業会計において新たな会計基準が公表等されたことを踏まえ、令和3年9月に「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』」の改訂を行った。 ・「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を参照して作成される事業報告書について、その適用2年目となる令和2事業年度の事業報告書における各独立行政法人の取組状況を把握するとともに、事例集を作成し、令和3事業年度の事業報告書の作成に当たっての参考となるよう独立行政法人に周知を行った。 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、「総務省は、令和3年度（2021年度）中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する」とされたこと等に伴い、両指針を改定した。これにあわせて、「目標及び指標の記載例」の改正や、両指針のQ&amp;Aを更新し、改定内容の周知・理解促進に取り組んだ。 ・各主務省・各法人向けのフォローアップ調査の結果を取りまとめた（令和4年2月）。その結果、平成26年制度改正の柱についておおむね肯定的に受け止められている一方で、独立行政法人評価制度の運用上の課題として、A以上の評定を取得することが困難な事務・事業があると回答した法人が全体の約6割に上ること等が明らかになった。</p>	<p>各府省・各法人における制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 【令和3年度】</p>	<p>イ</p>
-----------------------------------	--	----------	--	---	---	---	---	--	----------

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じた必要な情報提供を実施	④	行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞	平成27年4月施行の改正行政手続法及び平成28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体における主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【平成30年度】	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施	各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施 【令和3年度】	イ
国の行政機関等の情報公開の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	国民への説明責任を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること	⑤	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内(※)に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) ＜アウトプット指標＞ ※ 原則30日以内。延長した場合には延長期限内	行政機関：100% 独立行政法人等：99.7% 【算定根拠】 ・行政機関：期限内128,538件、期限超過53件(100%) ・独立行政法人等：期限内7,436件、期限超過25件(99.7%) ※小数点第二位四捨五入 【平成30年度(29年度実績値)】	100%	100%	100%	100% 【令和3年度】	ロ
職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	6	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における理解度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：708 参加者数：1,254人 理解度：76.6% 【平成30年度】	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る	平成30年度値を上回る 【令和3年度】	イ
					参加機関等数：730 参加者数：1,294人 理解度：78.2%(注)  (注)853人/1,091人。分母はアンケート回答者数	参加機関等数：237 参加者数：315人 理解度：85.7%(注)  (注)186人/217人。分母はアンケート回答者数	参加機関等数：617 参加者数：1,434人 理解度：77.6%(注1)  (注1)797人/1,027人。分母はアンケート回答者数 (注2)オンライン方式により実施		

	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
評価結果		(判断根拠)	<p>測定指標3、4及び5は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標3及び4については目標を達成しており、また、測定指標5は目標達成に僅かに及ばなかったが目標値に近い実績を示すことができた。 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示しており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。</p> <p>＜施策目標＞政府全体の行政サービスの質を向上させるとともに行政運営の効率化を実現すること 当該施策目標については、以下のとおり取り組んだところであり、測定指標2に係る目標は達成することができた(※測定指標1に関する業務はデジタル庁に移管)。 ・業務改革の取組の推進については、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において位置付けられた法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証に取り組むなど、各府省を通ずる業務に係る業務改革等に取り組んだところ。 ・測定指標2については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日、平成31年3月8日一部改正官民競争入札等監理委員会)に基づき、社会経済情勢の変化、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も勘案し、あらかじめ設定してある確保されるべき対象公共サービスの質に関する目標の達成状況等を確認して、事業の評価を適切に実施することにより、目標を達成することができた。</p> <p>＜施策目標＞独立行政法人の共通的な制度の適正かつ円滑な運用の確保 当該施策目標については、以下のとおり、課題の把握及びその対応の措置を講ずるとともに、講じた措置に係る周知にも努めた。令和3年度のフォローアップ調査結果においても、制度改正の柱についておおむね肯定的に受け止められていることが明らかになったことも踏まえれば、共通的な制度の運用により、独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大化する環境を整備することができたと考えられ、目標を達成したと考えられる。 ・特例随意契約制度に関し、「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)で「適用法人や上限額等の見直しを検討する」とされたことを踏まえ、令和元年度以降、内閣府及び総務省において外部有識者から成る検討会を開催し、その検討結果を踏まえ、「国立研究開発法人の調達に係る事務について」(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)を策定した。 さらに、制度の利用を希望する法人の規程類を内閣府と共同で精査し、令和3年度から制度を利用する法人として6法人を定めた。 ・平成30年度末時点で課題となっていた独立行政法人会計基準における連結財務諸表部分の見直しを行ったことにより、独立行政法人の財務報告の在り方を整理した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(平成29年9月1日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会・法制・公会計部会)に関連する見直しは一通り終了し、さらに、企業会計における動向を踏まえた独立行政法人会計基準等の改訂など、独立行政法人を取り巻く環境の変化に伴う課題等を踏まえた対応も行った。 ・独立行政法人の「目標策定指針」及び「評価指針」については、説明会の開催やQ&amp;Aの送付等を通じて、平成30年度及び令和3年度の改定の趣旨について周知し、これに沿った目標策定・変更や評価が進んでいる。 ・各主務省・各法人に対し、新たな独立行政法人制度の運用に係るフォローアップ調査を実施し、制度運用の実態及び課題の把握を行った。 今後、フォローアップ調査により明らかとなった運用上の課題への対応を引き続き進めるほか、これまで策定した規程等の運用改善に向けた取組を引き続き推進していく。</p> <p>＜施策目標＞行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること 当該施策目標については行政手続制度及び行政不服審査制度の円滑な運用について、各機関からの質問・照会対応、施行状況調査、研修・説明会等の機会を通じて状況把握をするとともに、情報の提供を実施し、目標を達成できた。 ・測定指標4については、各府省及び各地方公共団体からの行政手続法及び行政不服審査法の質問・照会、意見交換(延べ4回)等により、各機関における制度運用上の疑義、事務手続に苦慮している事項などの取組状況を把握し、それらを踏まえた事務連絡やマニュアル等の改訂を行うとともに、国や地方の実務担当者等を対象とした研修・説明会(延べ10回)等を通じて、制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施した。</p> <p>＜施策目標＞国の行政機関等の情報公開制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること 当該施策目標については、測定指標5については目標達成に僅かに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができ、測定指標6については目標を上回るすることができた。そのため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えられるが、開示請求を法定の期限内に処理することは制度に対する国民の信頼を確保する上で必要であり、当該指標を達成できなかったことは遺憾である。 ・測定指標5については、行政機関の実績については令和2年度(令和元年度実績値)までは会議、研修等を通じて指導等を実施した結果、目標値である100%を達成できたが、令和3年度(令和2年度実績値)は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る出勤抑制の下で進行管理の不徹底や担当者間での連絡不足などの理由から99.4%となっており、また、独立行政法人等の実績についても令和3年度は同緊急事態宣言時に事務が停滞したことなどの理由から99.5%となっており、目標の100%には及ばなかったものの目標値に近い実績を示すことができた。 ・測定指標6については、令和2年度については、コロナ禍により、参加機関等数、参加者数ともに大幅に減少したが、当該年度も含め、全ての年度において目標を上回るすることができた。施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、事例を含めた具体的な説明により受講者の理解が進んだものと思われる。</p> <p>・測定指標1については、当該指標に係る業務が令和3年度にデジタル庁に移管されたことから、次期評価に係る指標の設定に当たっては、業務改革の取組の推進に関する新たな指標を設定することとする。なお、新たな指標の検討に当たっては、令和3年6月に取りまとめられた「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ」において、法制執務全体の業務フローの在り方等に係る検証について、総務省及びデジタル庁において、内閣法制局や各府省庁と連携し、検証を進めることが位置付けられたことも踏まえ検討する。 ・測定指標2については、目標を達成しているため、引き続き公共サービスをめぐる環境の変化に対応した、効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標3については、目標を達成したものの、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大化し、経済成長や国民生活の向上により一層貢献していけるよう、引き続き、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととする。 ・測定指標4のうち行政手続制度については、引き続きの目標として、法の狙いや制度趣旨に沿った運用が徹底されるよう、研修の開催・情報提供等を推進する。行政不服審査制度については、行政不服審査法の改善に向けた検討会最終報告(令和4年1月)において、政策評価・EBPMの手法を活用した現状把握、評価、改善方策等の検討を実施した上で、今後の施行状況調査等でモニタリングすべき事項を設定し、改善方策等の本格的な実施(令和5年度以降)を行ってから、5年を経過した時期を目安に結果を公表することとされていることを踏まえ、事前分析表においては測定指標は設定しないこととする。なお、今後必要に応じて評価を実施する。 ・測定指標5については目標値に近い実績を示すことができ、また、測定指標6については目標を達成できているところ、開示請求件数や期限超過事案が増加傾向にある現状を踏まえ、制度に対する国民の信頼を確保するためには、各府省の開示請求処理の現場における課題を把握した上で、当該課題の解消に資する取組を行っていくことが必要であり、かつ、当該取組は不断の実施が必要であることから、当該取組を新たな指標として設定することとする。</p>
	次期目標等への反映の方向性	(令和5年度予算概算要求に向けた考え方)	Ⅲ 予算の継続・現状維持

		令和5年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、引き続き取組を継続するため、令和5年度予算概算要求においても所要の要求を行う。また、より効率的・効果的な業務運営を行う観点から、要求額の精査・合理化に努めた。
		税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—

学識経験を有する者の知見等の活用	令和4年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、有識者から評価書の記述等について御意見をいただき、「政策の分析」欄に行政サービスの質の向上についての評価に係る記述を追記するとともに、次期事前分析表の指標⑤に、参考データとして従来の指標を追記した。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案誤り等再発防止プロジェクトチーム取りまとめ(令和3年6月29日法案誤り等再発防止プロジェクトチーム)(<a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/houan_ayamaribousi_pt/pdf/torimatome210629.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/houan_ayamaribousi_pt/pdf/torimatome210629.pdf</a>)</li> <li>・公共サービス改革基本方針(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html</a>)</li> <li>・独立行政法人制度改革フォローアップ調査結果(令和4年2月独立行政法人評価制度委員会)(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000795297.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000795297.pdf</a>)</li> <li>・令和元年度 行政不服審査法施行状況調査(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/index.html</a>)</li> <li>・行政不服審査法の改善に向けた検討会 最終報告(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyoseifufuku/index.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyoseifufuku/index.html</a>)</li> <li>・平成30年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000079.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000079.html</a>)</li> <li>・令和元年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000084.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000084.html</a>)</li> <li>・令和2年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について(<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000087.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000087.html</a>)</li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、調査法制課、他4管理官等)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 佐藤 紀明 行政管理局調査法制課長 水野 靖久 他4管理官等	政策評価実施時期	令和4年8月
---------	---------------------------	--------	--	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。